第4期 北海道科学技術振興基本計画

資料編 (案)

資料 1 北海道科学技術振興計画の策定経過

資料 2 北海道科学技術振興条例

資料 3 指標一覧

資料 4 道内各地域における研究開発等の取組事例

資料 5 道内の大学等一覧

資料 6 道内の主な試験研究機関一覧

資料 7 道内の主な支援団体等一覧

資料1

「第4期 北海道科学技術振興基本計画」の策定経過

(1) 検討経過

年月日	経過
令和4年2月16日	(令和3年度)第3回北海道科学技術審議会
	・北海道科学技術振興条例に基づく第4期基本計画について(諮問)
	・部会の設置及び付託事項について
令和4年5月17日	第1回北海道科学技術審議会計画部会
	・次期北海道科学技術基本計画の策定について
	・「北海道科学技術振興計画」(平成30~令和4年度)に係る推進状況について
令和4年7月6日	第2回北海道科学技術審議会計画部会
	・次期北海道科学技術基本計画(骨子)について
	・地域意見交換会の開催について
令和4年7月26日	科学技術振興に関する地域懇談会の開催(十勝地域)
7月26日	同(旭川地域)
7月27日	同(室蘭・苫小牧地域)
7月27日	同(函館地域)
7月28日	同(釧路地域)
7月28日	同(北見・網走地域)
令和4年8月25日	第3回北海道科学技術審議会計画部会
	・次期北海道科学技術振興基本計画(検討案)について
	・地域懇談会の開催結果(概要)について
令和4年9月2日	第1回北海道科学技術審議会
	・次期北海道科学技術振興基本計画について
	・地域懇談会の開催結果について
令和4年11月2日	第4回北海道科学技術審議会部会
	・次期北海道科学技術振興基本計画(原案)について
令和4年11月18日	第2回北海道科学技術審議会
	・第4期北海道科学技術振興基本計画(原案)について
令和4年12月5日	道民意見の募集(パブリックコメント)
~令和5年1月4日	大学及び関係団体等からの意見取りまとめ
令和5年1月24日	第5回北海道科学技術審議会部会
	・第4期北海道科学技術振興基本計画(案)について
令和5年2月3日	第3回北海道科学技術審議会
	・第4期北海道科学技術振興基本計画(案)について
	· 答申

(2) 北海道科学技術審議会委員

(令和5年2月1日現在)

氏 名	役 職 名	備考
荒川義人	札幌保健医療大学 保健医療学部長	
井 上 昇	帯広畜産大学・教授・学長補佐	
内 島 典 子	北見工業大学 社会連携推進センター 教授	
金子博之	(国研)科学技術振興機構 理事	
	(独)中小企業基盤整備機構 北大ビジネススプリング	
佐々木 身智子	チーフ・インキュベーション・マネージャー	
鈴 木 大 隆	(地独) 北海道立総合研究機構 理事	副会長
田柳恵美子	公立はこだて未来大学 社会連携センター 教授・副センター長	
中 村 研 二	釧路公立大学 地域経済研究センター長	
西川祐司	旭川医科大学 学長	
長谷山 美 紀	北海道大学 副学長・情報科学研究院長	
福島知之	(公財)北海道科学技術総合振興センター 専務理事	副会長
寳 金 清 博	北海道大学 総長	会 長
水 野 治	北海道経済連合会 専務理事	
吉田聡子	北海道クリエイティブ(株) 代表取締役	
吉 成 哲	室蘭工業大学大学院工学研究科教授 地方創生研究開発センター長	

(3) 北海道科学技術審議会委員計画部会員

氏 名	役 職 名	備考
荒 川 義 人	札幌保健医療大学 保健医療学部長	部会長
入 澤 拓 也	(一社) 北海道 I T推進協会 会長	
扇谷悟	(公財)北海道科学技術総合振興センター 事業戦略統括部 チーフコーディネーター	
佐々木 身智子	(独) 中小企業基盤整備機構 北大ビジネススプリング チーフ・インキュベーション・マネージャー	
鈴 木 大 隆	(地独) 北海道立総合研究機構 理事	
寺 内 伊久郎	北海道大学 産学・地域協働推進機構 副機構長	
長谷山 美 紀	北海道大学 副学長・情報科学研究院長	
福島知之	(公財)北海道科学技術総合振興センター 専務理事	
桃井真弥	(株)日本政策投資銀行北海道支店 次長	
山田真治	(株)日立製作所研究開発グループ 日立北大ラボ長	
渡辺康之	北海道経済連合会事務局 産業振興グループ部長	

(五十音順、敬称略)

北海道科学技術振興条例 (平成20年北海道条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画(第10条)

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策(第11条-第18 条)

第3章 北海道科学技術審議会(第19条-第26条) 附則

科学技術の進歩は、20世紀以降の工業化の進展やそれに伴う 経済活動の拡大など、これまで人々に繁栄と豊かさをもたらして きており、地球環境の保全や安全で安心な生活の実現など、時代 の要請にこたえる科学技術の重要性はますます高まっている。

北海道は、雄大な山河や森林、湿原、湖沼などが広がる大地に 多様な植生や野生動物が息づく豊かな自然環境と資源に恵まれて おり、私たちは、美しい北海道の自然環境と経済発展とが調和す る社会を築き上げ、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

こうした状況の中で、地域の強みや資源を生かしつつ、自由な発想の下、北海道から科学的発見や技術的発明などを基盤とした新たな価値を生みだすとともに、本道をめぐる様々な課題に対応していくことが求められている。

そのためには、科学技術の振興に携わる者が共通の目標を持ち、国際的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、道民が科学技術に対する理解と関心を高め、社会全体で科学技術の将来の担い手を育成していかなければならない。

このような考え方に立って、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。) の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の 責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の 役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並び に新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「大学等」とは、道内に所在する大学 及び高等専門学校その他試験研究機関(道又は事業者が設置す るものを除く。)をいう。
- 2 この条例において「支援団体」とは、科学技術に対する理解 の増進、大学等又は事業者が行う研究開発その他の科学技術の 振興に資する取組を支援する法人又は団体であって、道内に事 務所又は事業所を有するものをいう。
- 3 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関及び株式の取得等を通じて業として事業者に対する投資を行う者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 4 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団 体、国、道及び市町村をいう。

(基本理念)

- 第3条 科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。
 - (1) 本道の経済の活性化、道民生活の安定向上及び環境と調和 した社会の実現に重要な役割を果たすとの認識の下に、国際 的な視点に立ちつつ行うこと。

- (2) 研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における基礎研究、応用研究及び開発研究 の調和を図りつつ行うこと。
- (3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働により取り組むこと。
- (4) 農林水産物等の資源、気候、風土等の地域特性その他地域 の潜在力を生かすこと。
- (5) 道民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行われること。

(道の責務)

- 第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 道は、市町村が科学技術の振興に関する施策を策定し、及び 実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(大学等の役割)

第5条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究 及びその成果の社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域にお ける知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じ、事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。

(支援団体の役割)

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、道民の科学技術に対する理解の増進並びに研究成果の普及及び移転への支援等を通じ、本道における科学技術の振興を促進するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、地域における事業者の意欲ある取組の発掘及び育成、事業化に向けた産学官への助言等を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

(道民の役割)

第9条 道民は、基本理念に対する理解を深め、科学的なものの見方及び考え方を育むことが重要であること並びに科学技術の振興が道民生活の向上及び地域社会の活性化に資することを認識し、科学技術の振興に関する催し等に積極的に参加するよう努めるものとする。

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等 第1節 基本計画

- 第10条 道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- (2) 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- (3) 施策を推進するための手法及び体制
- (4) その他科学技術の振興に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民 の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければ ならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海 道科学技術審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策

(研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進)

第11条 道は、国等の関係機関と連携し、研究者等の交流、共同研究の体制の構築等を通じた研究開発に関する拠点の形成、大学等における研究開発の推進並びに研究成果の移転及び事業化の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(道における試験研究等の推進)

第12条 道は、道民生活の向上並びに産業の育成及び発展等のため、効果的かつ機動的な試験研究機能の充実に努め、地域の課題に対応した研究開発及びその成果の普及並びに技術支援等を推進するものとする。

(産学官及び金融機関等の協働の促進)

第13条 道は、科学技術の振興に当たって、産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働が重要であることにかんがみ、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産の創造、保護及び活用)

第14条 道は、本道の活力を維持し、その強化を促進するため、 国等の関係機関と連携し、知的財産の創造、保護及び活用に必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成等及び道民の理解の増進)

- 第15条 道は、国等の関係機関と連携し、学習の機会の充実、科学技術に関する啓発及び知識の普及等により、科学技術を支える人材の育成及び確保並びに道民の科学技術に対する理解の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、科学技術の振興に関して優れた取組をした者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興を図るための体制の整備)

第16条 道は、国等の関係機関と連携し、科学技術の総合的かつ 戦略的な振興を図るために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 道は、科学技術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年、科学技術の振興に関する施策の推進状況 について公表しなければならない。

第3章 北海道科学技術審議会

(設置)

第19条 北海道における科学技術の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道科学技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第20条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、科学技術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 基本計画の推進に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、科学技術の振興に関し必要と認める事項を知事に 建議することができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第22条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が 任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 科学技術の振興に関する知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したと きは、解任されるものとする。
- 5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員 を解任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第25条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な 事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 (北海道科学技術審議会条例の廃止)

2 北海道科学技術審議会条例(昭和28年北海道条例第3号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道科 学技術審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により置 かれている北海道科学技術審議会(以下「旧審議会」とい う。)は、第19条の規定により置かれた審議会とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により旧審議会の委員に委嘱されている者は、第22条第1項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第3条第2項の規定により委嘱された日から起算する。
- 5 この条例の施行の日前に、基本計画の策定に関し、旧審議会 の意見を聴いたときは、同日以後においては、第10条第4項の 規定による意見の聴取をしたものとみなす。 (検討)

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄) [北海道条例の整備に関する条例の附則]

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

指標一覧

	現状値目標値		 直	₩ = ¥.0.0		
	指標項目	数値	镀	数値	年度	指標の説明
1	北海道の特性を活かした研究開発	Т	ı	T	1	
	【指標1】 道内大学等における共同研究 の件数	1,667 件	R3	1,872 件	R9	道内の大学等(大学、短大、高専等)及び道 総研における共同研究の件数 出典:道総合政策部調べ
2	道における研究開発等の推進		1		ı	
	【指標1】道内大学等における共同研究 の件数(再掲)	1,667 件	R3	1,872 件	R9	道内の大学等(大学、短大、高専)及び道総 研における共同研究の件数 出典:道総合政策部調べ
3	科学技術を支える人材の確保・育成		1		ı	
	【指標2】 新規大卒者(大学等)の道 内就職割合	61.8%	R3	63.2%	R9	道内の大学等(大学、短大、高専)の 道内就職者数/就職者数(%) 出典:北海道労働局調べ
4	産学官金等の多様な主体による協働の推	進	1	1	ı	
	【指標3】 道内大学等における特許等の 実施許諾数	1,521 件	R3	2,780 件	R9	道内大学等の持つ知的財産権(特許権、実用 新案権、育成者権等)の実施を許諾した件数 出典:文部科学省「大学等における産学連携 等実施状況調査」
	【指標1】道内大学等における共同研究 の件数(再掲)	1,667 件	R3	1,872 件	R9	道内の大学等(大学、短大、高専)及び道総 研における共同研究の件数 出典:道総合政策部調べ
5	スタートアップの推進	I	T	1	1	
	【指標4】 道内大学発のスタートアップ 創出数	のべ 28件	H28 ~ R2	のべ 135 件	R5~ R9	道内大学等におけるスタートアップの創出数 出典:文部科学省「大学等における産学連携 等実施状況調査」、エイチフォース調査
6	研究成果の企業への移転及び事業化・実	用化の推進	T	1	1	
	【指標1】道内大学等における共同研究 の件数(再掲)	1,667 件	R3	1,872 件	R9	道内の大学等(大学、短大、高専)及び道総 研における共同研究の件数 出典:道総合政策部調べ
7	連携プラットフォームによる活動の推進	1	I	1	ı	
	【指標 5 】 道内大学等における国のプロ ジェクト獲得件数	11 件	R4	のべ 60 件	R5~ R9	地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージにおける道内大学等のプロジェクト獲得件数 出典:内閣府調べ
8	知的財産の創造、保護及び活用		1			
	【指標6】 特許流通サポーターによる特許流通相談件数	627 件	R3	790 件	R9	北海道知的所有権センターの特許流通サポーターにおける中小企業等の特許流通相談件数 出典:道総合政策部調べ
	【指標3】道内大学等における特許等の 実施許諾数(再掲)	1,521 件	R3	2,780 件	R9	道内大学等の持つ知的財産権(特許権、実用 新案権、育成者権等)の実施を許諾した件数 出典:文部科学省「大学等における産学連携 等実施状況調査」
9	科学技術コミュニケーション活動の促進	T	ı	1	ı	
	【指標 7 】 「サイエンスパーク」 参加児童生徒数	1,300 人	R4	1,300 人	R9	「サイエンスパーク」に参加した小中学生の 人数及びオンライン開催へのアクセス数 出典:道総合政策部調べ
	オンラインアクセス数	30,000 アクセス	R4	50,000 アクセス	R9	

道内各地域における研究開発等の取組事例

第4章 地域の取組で紹介したほかにも、道内各地域で様々な取組が進められています。

【江別市】

北海道情報大学が食品の高付加価値化のための研究開発支援の取組の一環として江別市などと連携して構築した「食の臨床試験(ヒト介入試験)江別モデル」を実施。

【千歳市】

公立千歳科学技術大学及び特定非営利活動法人ホトニクスワールドコンソーシアムを中核とした産学官 連携により、先端科学技術の研究開発を進めており、大学の知見と企業の技術との融合による先端技術の 事業化、製品化を実施。

【三笠市】

室工大を核とした産学官連携による、木質バイオマスと未利用石炭を活用したカーボンニュートラルな水素製造研究及び CCS/CCUS 研究の実施。

【沼田町】

沼田式雪山センタープロジェクトを実施。冬期間に発生した運搬排雪の雪を一元的に屋外に集約し(集雪)、夏期まで保存することで、雪の冷熱エネルギーを複数の施設に供給。雪氷冷熱を活用した農産物生産及び貯蔵、加工技術の開発。

【沼田町】

道

央

沼田町では 2019 年度から奈良県立医科大学と連携して、高齢者のための最先端の技術を活用した健康 増進や見守りについて実装化に向けて実証実験を進めており、各居宅内の配電盤に「電力センサ」という 消費電力検出器を設置することで、家電別の使用状況を 1 分間隔で常時取得し、居住者の在宅時における 日々の行動態様(ライフスタイル)が把握でき、電力センサから得られたデータをもとに、居住者の生活 の変化、変調が生じた際に関係各所に通知される仕組みを構築。

【室蘭市】

環境省委託事業として室蘭市が所有する祝津風力発電所で発電した電気を使い、水電解水素製造装置で水素を製造、既存のガス配送網に混載可能な円筒型水素吸蔵合金タンクに充填し、需要家まで配送する実証事業を民間企業や室蘭工業大学と共同で実施。

【苫小牧市】

室蘭工業大学と苫小牧市テクノセンターに導入されている3台の産業用X線CT装置を「CTプラットフォーム」として連携活用することにより、地域企業の技術支援能力の強化及び人材育成等を実施。

【八雲町】

道南

平成15年度より海洋深層水の取水が開始。アワビ中間育成や活魚の洗浄、農作物栽培への使用など付加価値向上に向けて取組。平成31年1月から北大水産学部との共同により、海洋深層水の特性を生かした増養殖事業の可能性について調査研究を推進。

【留萌市】

道総研との研究協力により、海藻類の海上養殖や陸上養殖等の、初期培養・養殖技術の研究。 民間企業、東海大学等との連携により、コンブ養殖技術や、海草(藻)類の培養技術を活用した、ブルーカーボン推進試験を実施。

道 北

留萌市立病院を中心として、留萌市、大学等の連携の下、地域の住民を対象に問診票を利用したメタボリック健診を実施し、動脈硬化関連疾患(心筋梗塞、脳梗塞、認知症)、眼疾患などの予防・治療に向けた大規模介入疫学研究(地域コホート)を推進。

【猿払村】

冷涼な夏の気候を活かし、夏秋イチゴ栽培施設(施設園芸)を整備。更に当該施設にはIoT技術を活用 した環境制御装置を導入し、スマート化を推進。

【北見市】

進出企業、地元企業、北見工業大学や北見工業技術センター運営協会と北見市 IoT 推進ラボを組織し、 北見工業大学とのIoTの社会実装に向けた共同研究によるビジネス化や、地元企業と共同した付加価値の 高い独自製品の開発など、地元大学の研究シーズを活用した産学官連携によるICT産業創出プロジェクト を実施。

【北見市】

北見工業大学では重点的研究分野を推進する4つのセンターを設置。環境・エネルギー研究推進セン ター(ERC)ではガスハイドレートを中心とした「環境」と「エネルギー」分野にて、冬季スポーツ科学研 究推進センター(WinSS)では冬季スポーツ分野にて、オホーツク農林水産工学連携研究推進センター (CAFFE)では第1次産業分野にて、地域と歩む防災研究センター(SAFER)では地域における防災研究分野に て、それぞれ特色ある専門的な研究開発を実施。

【北見市】

オ 朩

ーツク

北見市工業技術センターでは、これまで取り組んできた工業技術の高度化と地場産業の育成、企業ニー ズに適応した技術指導や製品開発、生産性の向上などに加え、IoT や AI、ロボティクス等の先進技術の導 入支援により地域のものづくり企業の DX を推進。

【北見市】

オホーツク圏食品加工技術センターでは、オホーツク圏域の食品加工技術力高度化を図るために、圏域 の農水産物を原料とする加工食品の開発や製造技術の改良に関する試験研究を実施。

【紋別市】

オホーツク・タワーにおける海洋環境モニタリング調査・流氷レーダー観測調査、流氷砕氷船・ガリン コ号における氷海域の海洋観測調査、北方圏国際シンポジウム『オホーツク海と流氷』の実施、衛星発信 器を用いた保護アザラシ野生復帰後の行動に関する研究を実施。

【帯広市】

十勝

フードバレーとかち推進協議会、(株)明治、とかち財団の連携による「とかちヨーグルトプロジェク ト」の推進。

【帯広市】

ISOBUS 普及推進会(事務局:とかち財団)による農作業機のスマート化に関する取組。

【釧路市】

民間企業と産業技術総合研究所の共同で、マイクロ波による食品混入異物の検出装置及び異物除去装置 の実用化に向けた研究開発。

【釧路市】

釧路

市、商工会議所、技術センターが連携し、民間企業が保有する衛生管理、鮮度保持の技術に関する機械 装置をベトナムに持ち込み、課題解決のための取組を実施。

【釧路町・標茶町】

未利用海藻などの資源を家畜の飼料として活用し、牛のゲップ削減によるメタン排出抑制の効果検証を 実施。また、同取組による製品開発を推進。

道内の大学等一覧

<u>(1) 国公立大学</u>

学 校 名	住所	電話
北海道大学(本部)		
(水産科学研究院)		
北海道教育大学(本部)	確認中	
(札幌校)	ALLIO, I	
(旭川校)		
(釧路校)		
(函館校)		
(岩見沢校)		
室蘭工業大学		
北海道国立大学機構		
小樽商科大学		
帯広畜産大学		
北見工業大学		
旭川医科大学		
札幌医科大学		
公立はこだて未来大学		
釧路公立大学		
名寄市立大学		
札幌市立大学(本部・デザイン学部)		
(看護学部)		
公立千歳科学技術大学		
旭川市立大学		

(2) 国公立短期大学

学 校 名	住	所	電話
旭川市立大学短期大学部	球 到古		
	11年記4		

(3)私立大学

<u> </u>				_	
学校名	住		所	電	話
札幌大学					
札幌学院大学					
函館大学					
藤女子大学(本部・文学部)		確認中	7		
(人間生活学部)		1年100千			
北星学園大学					
北海学園大学(工学部を除く)					
(工学部)					
北海道科学大学					
酪農学園大学					
北海道医療大学					
北海商科大学					
星槎道都大学					
北海道情報大学					
札幌国際大学					
北翔大学					
北洋大学					
日本赤十字北海道看護大学					
北海道文教大学					

学 校 名	住 所	電話
天使大学	_	
育英館大学		
東海大学(札幌校舎)		
札幌大谷大学	76-7-4	
札幌保健医療大学	確認中	
日本医療大学(保健医療学部)		
(総合福祉学部)		
(留学生別科)		
北海道千歳リハビリテーション大学		
東海大学(札幌校舎)		
東京理科大学 (北海道・長万部キャンパス)		
東京農業大学(生物産業学部)		

(4)私立短期大学

学 校 名	住 所	電話
帯広大谷短期大学		
釧路短期大学		
光塩学園女子短期大学		
札幌大谷大学短期大学部		
函館大谷短期大学	確認中	
函館短期大学	11年前4十	
北星学園大学短期大学部		
北翔大学短期大学部		
拓殖大学北海道短期大学		
北海道武蔵女子短期大学		
札幌大学女子短期大学部		
札幌国際大学短期大学部		
國學院北海道短期大学		

(5) 国立高等専門学校

学 校 名	住 所	電話
函館工業高等専門学校		
苫小牧工業高等専門学校	確認中	
釧路工業高等専門学校	HEDO: T	
旭川工業高等専門学校		

資料6

道内の主な試験研究機関等一覧

(1) 国の独立行政法人(国立研究開発法人)等

法 人 名	住所	電話
宇宙航空研究開発機構(本社)	,	
大樹航空宇宙実験場		
(大樹町/JAXA連携協力拠点)		
科学技術振興機構(本部)		
(東京本部)		
日本原子力研究開発機構		
幌延深地層研究センター		
医薬基盤・研究・栄養研究所		
薬用植物資源研究センター北海道研究部		
農業・食品産業技術総合研究機構		
北海道農業研究センター		
畑作研究センター(芽室研究拠点)		
生産環境部水田土壌管理研究室美唄分室		
畑作研究部遺伝資源利用研究室紋別分室		
動物衛生研究所北海道支所		
家畜改良センター本所		
新冠牧場		
十勝牧場		
森林研究・整備機構		
森林総合研究所 北海道支所		
林木育種センター北海道育種場	確認中	
水産研究·教育機構	HEROT	
北海道区水産研究所		
釧路庁舎		
厚岸庁舎		
産業技術総合研究所(東京本部)		
(つくば本部)		
北海道センター		
札幌大通サイト		
土木研究所		
寒地土木研究所		

(2) 道立試験研究機関

機関の名称	住 所	電話
原子力環境センター	7 ₩-37-4	
北海道博物館	確認中	
衛生研究所		
道立工業技術センター(道立民営)		
道立オホーツク圏地域食品加工技術センター (道立民営)		
道立十勝圏地域食品加工技術センター (道立民営)		

(3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

機関の名称	住 所	電話
本部(総合相談)		
農業研究本部 中央農業試験場 水田農業部 水田農業グループ 遺伝資源部		
上川農業試験場 天北支場	確認中	
道南農業試験場		
十勝農業試験場		
根釧農業試験場		
北見農業試験場		
酪農試験場 天北支場		
花・野菜技術センター		
水産研究本部 中央水産試験場		
函館水産試験場		
釧路水産試験場 調査研究部		
網走水產試験場 加工利用部		
稚内水産試験場		
栽培水産試験場		
さけます・内水面水産試験場 道南支場 道東センター		
森林研究本部 林業試験場 道南支場 道東支場		
道北支場		
林産試験場		

機関の名称	住 所	電話
産業技術環境研究本部 工業試験場 食品加工研究センター エネルギー・環境・地質研究所 地域地質部 沿岸・水資源グループ 道東地区野生生物室 道南地区野生生物室	確認中	
環境・地質研究本部 環境科学研究センター 道東地区野生生物室 道南地区野生生物室 地質研究所 海洋科学研究センター		
建築研究本部 北方建築総合研究所 建築性能試験センター		

(4) 市町村立・第三セクター等の試験研究機関

機関の名称	住 所	電話
三笠未利用石炭エネルギー研究施設		
沼田町利雪技術開発センター		
札幌市農業支援センター		
札幌市衛生研究所		
札幌市水道局給水部水質管理センター		
札幌市消防局消防学校消防科学研究所		
小樽市水道局水質試験所		
余市町園芸試験場		
苫小牧市テクノセンター		
新ひだか町農業実験センター		
函館市衛生試験所		
八雲町熊石水産試験研究施設		
旭川市工芸センター	確認中	
旭川市工業技術センター		
旭川市農業センター		
富良野市農産加工研究所		
富良野市ぶどう果樹研究所		
礼文町高山植物培養センター		
北見市工業技術センター		
網走市水産科学センター		
紋別市水産製品検査センター		
オホーツク農業科学研究センター		
十勝産業振興センター		

機関の名称	住 所	電話
池田町ブドウ・ブドウ酒研究所		
釧路工業技術センター	確認中	
釧路市水産加工振興センター	иших Т	
根室市水産加工振興センター		
根室市水産研究所		

資料7

道内の主な支援団体等一覧

(1) 国の機関

機関の名称	住 所	電話
総務省北海道総合通信局		
経済産業省北海道経済産業局	確認中	
国土交通省北海道開発局		

(2) 研究開発支援機関・産業支援機関等

機関の名称	住所	電話
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部		
(公財)北海道中小企業総合支援センター		
(公財)北海道科学技術総合振興センター (ノーステック財団)		
北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会	確認中	
R&Bパーク札幌大通サテライト		
(一財)さっぽろ産業振興財団		
恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株)		
(公財) 函館地域産業振興財団 (道立工業技術センター)		
(一財)函館国際水産・海洋都市推進機構		
函館市産業支援センター		
旭川市工業技術センター		
旭川市工芸センター		
(一財)旭川産業創造プラザ		
旭川ものづくり総合支援センター		
(公財) オホーツク財団 (オホーツク圏地域食品加工技術センター)		
(一社) 北見工業技術センター運営協会 (北見市工業技術センター)		
(公財)室蘭テクノセンター		
(公財)道央産業振興財団		
苫小牧市テクノセンター		
(公財) とかち財団 (十勝産業振興センター)		
(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター (釧路工業技術センター)		

機関の名称	住 所	電話
北海道経済連合会		
(一社)北海道農業機械工業会		
(一社)北海道機械工業会		
(一社)北海道食品産業協議会	確認中	
(一社)北海道バイオ工業会		
(一社)北海道 T推進協会		
(一社)北海道情報システム産業協会		
(公財)北洋銀行中小企業新技術研究助成基金		
(公財)北海道銀行中小企業人材育成基金		
NPO法人北海道宇宙科学技術創成センター (HASTIC)		
NPO法人グリーンテクノバンク		
北海道知的財産情報センター 北海道知的所有権センター		
(一社)北海道発明協会		
北海道知財総合支援窓口		
日本弁理士会北海道支部		
札幌大通サテライト R&Bパーク札幌大通サテライト		
函館サテライト (公財)函館地域産業振興財団 旭川サテライト (一財)旭川産業創造プラザ 旭川商工会議所		
室蘭サテライト (公財)室蘭テクノセンター 釧路サテライト (公財)釧路根室圏産業技術振興センター 帯広サテライト (公財)とかち財団 北見サテライト オホーツク産学官融合センター		
北見商工会議所 苫小牧サテライト 苫小牧市テクノセンター		

(3)科学技術理解增進関係団体等

機関の名称	住 月	f	電	話
北海道立教育研究所附属理科教育センター				
NPO法人北海道科学活動ネットワーク		7		
NPO法人butukura	11年605千			
北海道大学 科学技術コミュニケーション教育研究部門 (COSTEP)				
北海道大学女性研究者支援室				